

船舶事故調査報告書

令和2年6月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年12月7日 07時30分ごろ
発生場所	岡山県瀬戸内市牛窓港 牛窓港一文字防波堤東灯台から真方位138°480m付近 (概位 北緯34°36.7′ 東経134°10.0′)
事故の概要	漁船西幸丸は、西南西進中、また、ミニボート（船名なし）は、漂泊中、両船が衝突した。 西幸丸は、右舷船首部外板に擦過傷を生じ、また、ミニボートは、右舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和元年12月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 西幸丸、1.6トン OY3-24337（漁船登録番号）、個人所有 7.58m(Lr)×2.19m×0.81m、FRP ディーゼル機関、103kW、平成2年5月14日 第271-37715号（船舶検査済票の番号） B ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約2.33m×約1.29m×約0.43m、FRP ガソリン機関（船外機）、1.47kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 48歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年5月10日 免許証交付日 平成29年7月3日 (令和5年5月9日まで有効) B 操縦者B 男性 61歳 操縦免許 なし
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約0.5m/s、視界 良好

	<p>海象：海上 平穏、潮汐 高潮時</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、令和元年12月7日07時25分ごろ瀬戸内市前島南方沖の漁場に向け、牛窓港の係留場所を出航した。</p> <p>A船は、船長Aが手動操舵により立って操船に当たり、約8～9ノット(kn)の対地速力とし、船首が浮上した状態で南西進していた。</p> <p>船長Aは、右舷船首方400m付近に漂泊している様子のB船を視認した後、B船との距離が約200mに接近した頃、右舵を取ってB船を左舷方約20m隔てて通過する状況となるように船首を西南西方に向け、このまま航行すれば安全に通過できると思った。</p> <p>船長Aは、操業の身支度をしようと思い、椅子に腰を掛けて操舵輪から手を離し、上着の襟を整えたり、手袋をしたり、カップの帽子をかぶったりしていたところ、07時30分ごろ船首部に衝撃を感じ、主機を中立運転として停船し、周囲を見て、B船と衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、操縦者Bに声を掛けてけがの有無を確認した後、携帯電話で自身が所属する漁業協同組合に本事故発生連絡を行うとともに海上保安庁に同旨の通報を行った。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗り、釣りの目的で、07時00分ごろ瀬戸内市所在の牛窓海水浴場を出発し、07時15分ごろ前島北西方沖の釣り場に到着し、船首を東北東方に向け、船外機を停止して漂泊した。</p> <p>操縦者Bは、船尾方(西南西方)を向いて椅子に腰を掛け、船尾方に出した釣り竿<small>さか</small>の先を見ながら釣りを行っていた。</p> <p>B船は、操縦者Bが、船首方からエンジン音が聞こえたので、振り向いたところ、船首方約20mにA船を視認し、船外機を始動して避航しようとしたが、07時30分ごろB船の右舷船首部とA船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>操縦者Bは、船長Aに対して海上保安庁に通報するように要請した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、約6knの速力を超えると船首が浮上し、立って操船に当たれば見張りに支障がないものの、操縦席に腰を掛けた姿勢をとると正船首から左右にそれぞれ約15°の範囲に死角が生じる状況であった。</p> <p>船長Aは、ふだんは立って操船に当たっていたが、本事故当時、服装を整える間もなく急いで出航したので、漁場に到着するとすぐに操業に取り掛かれるよう操縦席に腰を掛けて服装を整えていた。</p> <p>船長Aは、A船の舵を中央にして操舵輪から手を離しても、左右どちらかに曲がるような特性がなかったので、操舵輪から手を離す際に</p>

	<p>僅かに舵が左に取れていたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>B船は、船首部に垂直に立てた約1.22mのポールの先に赤い旗を取り付けていた。</p> <p>操縦者Bは、令和元年9月に船外機を購入した後、本事故発生場所付近で釣りをを行うのが4～5回目であったが、これまで航行中の他船が漂流中のB船を避けてくれていたので、本事故当時も他船が避けて航行してくれると思いき、釣りに意識が向いていたと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、牛窓港において船首が浮上した状態で航行中、椅子に腰を掛けると船首方が見通せない状況下、船長Aが、B船を左舷方約20mに隔てて通過する状況となるように船首を西南西方に向けた後、操舵輪から手を離し、椅子に腰を掛けて操業の身支度を行いながら航行を続けたことから、B船に向かう進路となっていることに気付かず、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、船長Aが操舵輪から手を離した際、風が弱く、高潮時で潮流もほとんどなかったことから、僅かに舵が左に取れていた可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、牛窓港において船首を東北東方に向けて漂流中、操縦者Bが、航行中の他船が漂流中のB船を避けて航行してくれると思いき、船尾方を向いた姿勢で釣りに意識が向いていたことから、船首方から接近するA船に気付くのが遅れ、船外機を始動してA船を避けようとしたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、牛窓港において、A船が西南西進中、B船が船首を東北東方に向けて漂流中、船長Aが、船首浮上により椅子に腰を掛けると船首方が見通せない状況下、操舵輪から手を離し、椅子に腰を掛けて操業の身支度を行いながら航行を続けたため、B船に向かう進路となっていることに気付かず、また、船長Bが船尾方を向いた姿勢で釣りに意識を向けていたため、船首方から接近するA船に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、船首が浮上した状態となった場合、立って操船に当たるなど、船首死角が生じない状況とし、他船に対して継続した見張りを行うこと。 ・操縦者は、漂流して釣りをを行う場合、釣りに意識を向け過ぎることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ミニボートは、3 m以上の高さのポールを使用して目印となる旗を掲げ、他船からの視認性を高めておくことが望ましい。 |
|--|---|

付図1 事故発生経過概略図

